

分野別差別禁止事項の明確化 (案)

正当な理由なく、障害を理由として差別又は不利益な取扱いを行うことを禁止するため、以下の9分野に分けて規定する。

福祉サービスの提供

福祉サービスの提供の拒否、制限、条件の付加、その他不利益な取扱い

障害者の意思に反する、福祉施設への入所、その他福祉サービスの提供

医療の提供

医療の提供の拒否、制限、条件の付加、その他不利益な取扱い

障害者の意思に反する、長期入院その他診療の強制

商品の販売、サービスの提供

商品の販売若しくはサービスの提供の拒否、制限、条件の付加、その他不利益な取扱い

労働及び雇用の促進

募集若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱い

賃金、労働時間その他の労働条件における不利益な取扱い
解雇

教育の提供

障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けるために必要な支援等の不実施

本人及び保護者に説明せず、意見を聴かずに進学先を決定すること

建物・公共交通機関の利用

建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱い

不動産の取引

不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱い

情報の提供

情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱い

意思表示の受領

意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱い